



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 10 日 (火)
号外第 63 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例 (45) (財政課) . . . 5
	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例 (46) (業務効率推進課) 6
	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (47) (子ども発達支援課) 7
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (48) (住宅政策課) 8
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (49) (産業振興総室) 9
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (50) (警察本部警務課) 24

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例の新設について

1 条例の新設理由

地方自治法施行令の一部が改正され、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人について、条例で定める法人が追加されたことに伴い、当該法人について定めるものである。

2 条例の概要

(1) 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人は、次のとおりとする。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

イ 県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県出資法人の運営の透明性を高め、予算の適正な執行と議会の監視機能の強化に資するため、知事の調査権の対象となり、県議会に経営状況を報告する県出資法人の範囲を拡大することに伴い、これらの法人を給与等の状況を公表し、県議会に報告する法人に加える。

2 条例の概要

(1) 給与等の状況の公表及び県議会への報告の対象とする法人を県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上（現行 2分の1以上）を出資したものにまで拡大する。

(2) 給与等の制度の変更に係る県議会への報告時期を変更のあった事業年度の経営状況を説明する書類が提出される県議会（現行 変更の日以降の最初の県議会）とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県立総合療育センターにおいて、障害者自立支援法の生活介護を行うことに伴い、その利用に係る使用料の額を定める。

2 条例の概要

(1) 障害者自立支援法の生活介護に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害福祉サービスに通常要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額の使用料を徴収する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

施設の老朽化に伴い、高城第2団地を廃止する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
高城第2団地	倉吉市下米積	施設の老朽化

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、特に著しい雇用の増加を伴う企業立地事業等に対する助成を拡充するとともに、県内で新たにコンテンツの制作等に係る事業を行う者に対する補助金を新設する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地事業補助金の対象事業にコンテンツの制作等に係る事業で投資額が3,000万円を超え、雇用増が5人以上のものを追加する。
- (2) 企業立地事業のうち、製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関するもの又は特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認めるものに対する企業立地事業補助金の額に、投下固定資産額に100分の10（現行 100分の5）を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50（現行 100分の25）を乗じて得た額を加算する。
- (3) 県内において新たに行うコンテンツの制作等に係る事業を行う者であって、3人以上の新規雇用労働者（このうち、県外からの転居者以外の者は、1人以上とする。）を雇用することについて知事の認定を受けたものに対しては、当該事業に係る次に掲げる額を5年間に限り助成する。
 - ア その間に増加した新規雇用労働者（6月を超えて雇用された者に限る。）1人につき50万円
 - イ 事業の用に供する事業所及び設備機器の賃借料、電気通信役務の提供を受けるのに要する費用の額等の2分の1に相当する額
- (4) (3)の補助金の交付を受けた者は、事業の開始の日から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 暴力団等からの保護対象者の警護等の業務は、危険性が高く、給与上特別の考慮が必要なことから、特殊勤務手当の支給対象とする。
- (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の状況の変化に応じ、この区域で作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を見直す。

2 条例の概要

- (1) 職員が、暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等の張付警戒の作業に従事したときは、1日につき820円の銃器犯罪捜査手当を支給する。
- (2) 職員が、帰還困難区域、居住制限区域等において作業に従事した場合に支給する災害応急手当の額を次のとおり改める。

区 分		現 行	改正後
福島第一原子力発電所の敷地内	免震重要棟外	20,000円	13,300円
	免震重要棟内	5,000円	3,300円
警戒区域	屋外	10,000円	6,600円
	屋内	2,000円	1,330円
帰還困難区域	屋外	※ 5,000円	6,600円
	屋内	※ 1,000円	1,330円
居住制限区域	屋外	※ 5,000円	3,300円

	屋内	※ 1,000円	660円
屋内退避指示区域		2,500円	廃 止

※は、避難指示区域として支給

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

鳥取県知事が行う予算の執行状況の調査等の対象法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下「一般社団法人等」という。）を定めるものとする。

(令第152条第1項第3号の一般社団法人等)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人等は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人等（同条第3項の規定によりこれらの一般社団法人等とみなされる法人を含む。）とする。

(令第152条第4項第2号の一般社団法人等)

第3条 令第152条第4項第2号の条例で定める一般社団法人等は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人等とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条又は第3条に規定する一般社団法人等についての地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による書類の作成及び議会への提出は、この条例の施行の日前に終了した直近の事業年度分の決算に関する書類から行うものとする。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第152条第1項</u>に規定する法人であつて、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるものの<u>4分の1以上を出資しているもの</u>（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。</p> <p>(議会への報告)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による報告は、<u>報告する事項に係る事業年度の県出資法人等の経営状況を説明する書類が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により提出される県議会において行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第152条第1項第1号及び第2号</u>に規定する法人であつて、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるものの<u>2分の1以上を出資したもの</u>（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。</p> <p>(議会への報告)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 県出資法人等は、前項の規定による報告を、<u>前条第1号及び第2号の事項にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により当該県出資法人等の経営状況を説明する書類が提出される県議会に、前条第3号及び第4号の事項にあつては当該報告すべき事項が生じた日以降の最初の県議会に、それぞれ行うものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収）</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</p> <p><u>第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</u></p> <p>2～8 略</p>	<p>（障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収）</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</p> <p><u>第5条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</u></p> <p>2～8 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
略	倉吉市上米積	略	倉吉市上米積
高城第3団地		高城第3団地	
略		高城第2団地	倉吉市下米積
		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名 称	管理を行わせる者	名 称	管理を行わせる者
略		略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 高城第3団地	倉吉市	三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第2団地</u> 高城第3団地	倉吉市
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び<u>コンテンツ・事務管理関連雇用事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において<u>次の表の左欄に掲げる事業</u>（以下「特定事業」という。）の用に供する工場、<u>事業所その他の施設</u>（以下「工場等」という。）<u>又は設備</u>（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「<u>新增設事業</u>」という。）であって、<u>当該新增設事業に係る投資額が同表の中欄に定める金額を超え、かつ、当該新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者</u>（同表2の項に掲げる事業にあっては<u>短時間労働者</u>を含み、同表3の項から5の項までに掲げる事業にあっては<u>技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。）及び科学技術に関する研究者</u>に限る。以下同じ。）の数が同表の右欄に<u>定める人数以上であること及び特定事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること</u>について知事の認定を受けたものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び<u>事務管理部門雇用創出事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 知事<u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する商工労働部長。以下同じ。）が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業</u>（以下「特定事業」という。）の用に供する工場<u>若しくは事業所</u>（以下「工場等」という。）<u>を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備</u>（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「<u>新增設事業</u>」という。）であって、<u>次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること</u>について知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア <u>製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種</u> <u>新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。</u></p> <p>イ <u>情報処理・提供サービス業</u> <u>新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事</u></p>

1 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業	1億円	10人
2 情報処理・提供サービス業に属する事業	3,000万円	20人
3 ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業	3,000万円	5人
4 自然科学研究所に属する事業	3,000万円	5人
5 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業	3,000万円	5人
6 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの	3,000万円	5人

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において次の表の左欄に掲げる事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する

業の実施に伴い増加する常時雇用労働者及び短時間労働者が合計で20人以上であること。

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。）、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者（技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。）及び科学技術に関する研究者に限る。）が5人以上であること。

(3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報

専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数が同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものをいう。

前号の表2の項に掲げる事業	20人
前号の表3の項又は4の項に掲げる事業	5人

通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

情報処理・提供サービス業	常時雇用労働者及び短時間労働者	合計で20人
ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種	常時雇用労働者（技術者、デザイナー及び科学技術に関する研究者に限る。）	5人

(4) 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が5人以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に5を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人数は、2人を限度とする。

(4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 県内において新たに行う次の表の左欄に掲げる事業（以下「コンテンツ事業等」という。）であって、当該コンテンツ事業等の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数が同表の中欄に定める人数以上であり、かつ、当該常時雇用労働者のうち当該コンテ

ンツ事業等の業務に従事する日までに県外から住所を移転したもの（以下「県内転入者」という。）の数が同表の右欄に定める人数以下であることについて知事の認定を受けたものをいう。

第2号の表6の項に掲げる事業	3人	第2号の表6の項に掲げる事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者の数から1を差し引いた人数
知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業	5人	2人

(5) 投下固定資産額 企業立地事業を実施する者（法人である場合にあつては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。次号において同じ。）が新增設事業に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を取得するために要する費用の額（第2号の表1の項に掲げる事業の原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあつては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であつて知事が要綱で定めるものを取得するために要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用として知事が要綱で定める額の合計額（新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付の対象となる費用のうち、知事が要綱で定める額を除く。）をいう。

(6) 賃借料 企業立地事業を実施する者が新增設事業に係る土地、家屋及び償却資産を賃借するために要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号の表1の

(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。以下同じ。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額（第2号アに掲げる業種に係る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあつては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であつて知事が要綱で定めるものの取得に要する費用の額を含む。）その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（新增設事業に対し、県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付の対象となる経費に相当する額を除く。ただし、控除しないものとして知事が要綱で定めるものは、この限りでない。）をいう。

(6) 賃借料 新增設事業を実施する者が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の額（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限り、第2号アに掲げる業種に係

項に掲げる事業の原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものを賃借するために要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内の地域に設置しているものが新增設事業を実施する場合における同項第2号の規定の適用については、同号の表1の項中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人」とあるのは「3人」と、同表3の項から6の項までの規定中「5人」とあるのは「3人」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50
-------------	--	--

る新增設事業を実施する者が、その原料又は材料として使用する農林水産物を自ら生産する場合にあっては、その生産に係る土地、家屋及び償却資産であって知事が要綱で定めるものを賃借に要する費用の額を含む。)をいう。

(7)～(10) 略

2 略

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに前条第1項第8号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内の地域に設置しているものが新增設事業を実施する場合における同項第2号ア及びウの規定の適用については、平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、同号ア中「1億円」とあるのは「3,000万円」と、「10人以上」とあるのは「3人以上」と、同号ウ中「5人以上」とあるのは「3人以上」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 企業立地事業補助金	(1) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が140億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者	投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料(情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。)の額に100分の50を乗じて得
-------------	---	---

<p>が100人以上であるものに限る。)を実施する者</p>	<p>を乗じて得た額の合計額(30億円を限度とする。)</p>	<p>が100人以上であるものに限る。)を実施する者</p>	<p>た額の合計額(30億円を限度とする。)</p>
<p>(2) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であって、投下固定資産額が70億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が50人以上であるものに限る。)を実施する者((1)に掲げる者を除く。)</p>	<p>略</p>	<p>(2) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るもの)であって、投下固定資産額が70億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が50人以上であるものに限る。)を実施する者((1)に掲げる者を除く。)</p>	<p>略</p>
<p>(3) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であって、投下固定資産額が20億</p>	<p>略</p>	<p>(3) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るもの)であって、投下固定資産額が20</p>	<p>略</p>

<p>円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)</p>			<p>億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)</p>	
<p>(4) 企業立地事業(第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業であって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する</p>	<p>略</p>		<p>(4) 企業立地事業(第2条第1項第2号アに掲げる業種に係るもの)であって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する</p>	<p>略</p>

<p>者</p> <p>(5) 企業立地事業（<u>第2条第1項第2号の表1の項又は2の項</u>に掲げる事業に限る。）を実施する者（(1)から(4)までに掲げる者を除く。）</p>	<p>略</p>	<p>者</p> <p>(5) 企業立地事業（<u>第2条第1項第2号ア又はイ</u>に掲げる業種に係るものに限る。）を実施する者（(1)から(4)までに掲げる者を除く。）</p>	<p>略</p>
<p>(6) 企業立地事業（<u>第2条第1項第2号の表3の項又は6の項</u>に掲げる事業に限る。）を実施する者</p>	<p>略</p>	<p>(6) 企業立地事業（<u>ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は第2条第1項第2号ウの知事が要綱で定める業種</u>に係るものに限る。）を実施する者</p>	<p>略</p>
<p>(7) 企業立地事業（<u>第2条第1項第2号の表4の項又は5の項</u>に掲げる事業に限る。）を</p>	<p>略</p>	<p>(7) 企業立地事業（<u>職員教育施設・支援業又は自然科学研究所</u>に係るものに限る。）を</p>	<p>略</p>

	実施する者			実施する者	
2 情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業を実施する者	<u>事業所設置等事業の実施前の常時雇用労働者の数に第2条第1項第3号の表の右欄に定める人数を加えた人数以上の常時雇用労働者を雇用している期間（情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。）中の次のア及びイに掲げる額の合計額</u>		2 情報通信関連雇用事業補助金	<u>情報通信関連雇用事業を実施する者</u> <u>情報通信関連雇用事業を実施している期間（最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項において「事業実施期間」という。）の事業所（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）並びに事業実施期間の専用通信回線（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき2,000万円を限度とする。）の合計額</u>
		<u>ア 事業所（新たに事業所設置等事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の</u>			

		<p>50を乗じて得た額 (1年間につき1,200万円を限度とする。)</p> <p>イ 専用通信回線(新たに事業所設置等事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額 (1年間につき2,000万円を限度とする。)</p>			
3	<p>コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金</p> <p>コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者</p>	<p>コンテンツ事業等の実施前の常時雇用労働者の数に第2条第1項第4号の表の中欄に定める人数を加えた人数以上の常時雇用労働者(県内転入者にあつては、同表の右欄に定める人数を限度とする。)を雇用している期間(コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)中の次のアからウまでに掲げる額の合計額</p> <p>ア 別表の左欄に掲げる年度ごとの同表の右欄に定める数を合計した数(100を限度とする。)に50万円を乗じて得た額</p>	3	<p>事務管理部門雇用創出事業補助金</p> <p>事務管理部門雇用創出事業を実施する者</p>	<p>次のアからウまでに掲げる額の合計額</p> <p>ア 事務管理部門雇用創出事業を実施している期間(最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期</p>

		<p>イ <u>事業所（新たにコンテンツ事業等の用に供されたもの又はコンテンツ事業等に 伴い増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）</u>、<u>設備機器（コンテンツ事業等の用に供されたものに限る。）の賃借に要する費用の額その</u></p>			<p><u>間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</u> <u>以下この項及び別表において「事業実施期間」という。）に雇用した新規雇用労働者（事務管理業務に引き続き6月以上従事した常時雇用労働者をいう。以下この項及び別表において同じ。）の人件費のうち、別表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の合計数（当該合計数は、第2条第1項第4号の知事の認定に係る新規雇用労働者の数の合計数の範囲内で、かつ、100を限度とする。）に50万円を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>事業実施期間の事業所（事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）並びに設備機器の賃借に要する費用の額その他の知事が要綱で定める費用の額に</u></p>
--	--	--	--	--	--

	<p>他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,000万円を限度とする。）</p> <p>ウ 電気通信役務提供契約（コンテンツ事業等のために新たに締結され、又は変更されたものに限る。）に基づき支払う経費の額（専用通信回線（新たにコンテンツ事業等の用に供されたもの又はコンテンツ事業等に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額を含み、情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）に100分の50を乗じて得た額（1年間につき500万円を限度とする。）</p>		<p>100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,000万円を限度とする。）</p> <p>ウ 事業実施期間の電気通信役務提供契約に基づき支払をする経費の額（事務管理事業に伴い当該事業の用に供されたものに限り、専用通信回線（事務管理事業に伴い事業の用に供されたもの又は事務管理事業に伴い増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）を含む。）に100分の50を乗じて得た額（1年間につき500万円を限度とする。）</p>
--	---	--	---

2 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。

3 第1項の規定にかかわらず、企業立地事業のうち次の表の左欄に掲げるものに対する企業立地事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に、それぞれ次の表の右欄に定める額を加算した額以下とする。

<p>1 第2条第1項第2号の表1の項に掲げる事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定める</p>	<p>略</p>
--	----------

<p>1 第2条第1項第2号アに掲げる業種に属する事業で、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で</p>	<p>略</p>
---	----------

<p>もの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p>	
<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの (1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業 (2) 先進的な技術を活用する事業 (3) 県内の資源を活用する事業 (4) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>次のア及びイに掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p><u>ア 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</u> (ア) 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10 (イ) 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10 (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p><u>イ 初年度賃借料の額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</u> (ア) アの(ア)及び(イ)に掲げる事業 100分の50 (イ) アの(ア)及び(イ)に掲げる事業以外の事業 100分の25</p>
<p>略</p>	

4～6 略

<p>定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。）</p>	
<p>2 次のいずれかに該当する事業で、知事が特に認めるもの (1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業 (2) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業 (3) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下固定資産額から投下環境有益固定資産額を控除した額。以下この表において同じ。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）</p>
<p>略</p>	

4～6 略

7 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、同項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

8 略

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次条において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となったコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ事業等	コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

3 平成25年3月31日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条から第5条までの規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

初年度(コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から起算して1年間をいう。以下同じ。)	略
--	---

7 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

8 略

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次条において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
事務管理部門雇用創出事業補助金	事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となった事務管理部門雇用創出事業に係る事務管理事業	最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から10年間

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けた事務管理事業に係る事務管理部門雇用創出事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条、第4条及び第5条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

初年度(事業実施期間の初日から起算して1年間をいう。以下同じ。)	略
----------------------------------	---

略	略
備考 この表に定める新規雇用労働者のうち県内転入者の数は、第2条第1項第4号の表の右欄に定める人数を限度とする。	備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、2を限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第1項第4号の規定による知事の認定を受けた事務管理部門雇用創出事業は、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第4号の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業とみなす。
- 3 新条例第3条第3項の規定は、施行日以後に新条例第2条第1項第2号の規定による知事の認定を受ける企業立地事業について適用する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(銃器犯罪捜査手当)</p> <p>第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は銃器を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号及び第5号の作業 820円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</p> <p>2 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）</u>により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5</p>	<p>(銃器犯罪捜査手当)</p> <p>第21条 銃器犯罪捜査手当は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前項第4号の作業 820円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例)</p> <p>2 略</p> <p>(東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例)</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に規定する区域の周辺の区域であって、</u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により警戒区域に設定された区域</u></p>

<p><u>号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。)</u>において行う作業</p> <p>(3) <u>本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域(前2号、次号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。)</u>において行う作業</p> <p>(4) <u>本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域(第1号に規定する区域を除く。)</u>において行う作業</p> <p>(5) <u>本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域(第1号及び前号に規定する区域を除く。)</u>において行う作業</p>	<p>(警戒区域が設定されるまでの間の当該区域を含む。)において行う作業</p> <p>(3) <u>前号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退き又は計画的な立退きを指示された区域(指示があるまでの間の当該区域を含む。)</u>において行う作業</p> <p>(4) <u>第2号に規定する区域の周辺の区域であって、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第60条第1項の規定により屋内への退避を指示された区域(指示があるまでの間の当該区域を含む。)</u>において行う作業<u>(前号に掲げる作業を除く。)</u></p>
<p>6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)</u>内において行うもの <u>40,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第1号の作業のうち前号及び次号に掲げるもの以外のもの</u> <u>13,300円</u></p> <p>(3) <u>前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの</u> <u>3,300円</u></p> <p>(4) <u>前項第2号及び第4号の作業のうち屋外において行うもの</u> <u>6,600円</u></p> <p>(5) <u>前項第2号及び第4号の作業のうち屋内において行うもの</u> <u>1,330円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>6 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの</u> <u>5,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの</u> <u>20,000円(心身に著しい負担を与える</u><u>と人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)</u></p> <p>(3) <u>前項第2号の作業のうち屋外において行うもの</u> <u>10,000円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)</u></p> <p>(4) <u>前項第2号の作業のうち屋内において行うもの</u> <u>2,000円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>前項第4号の作業</u> <u>2,500円</u></p>

(8) 前項第5号の作業のうち屋外において行うもの の 3,300円	
(9) 前項第5号の作業のうち屋内において行うもの の 660円	
7 略	7 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5項第3号の作業のうち原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において平成24年4月16日以後に行われたものに対する旧条例附則第6項の規定の適用については、同項第5号中「5,000円」とあるのは「6,600円」と、同項第6号中「1,000円」とあるのは「1,330円」とする。

(手当の内払)

- 3 前項の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された手当は、同項の規定による手当の内払とみなす。